



## 廃棄物保管場所の標示

### 質 問

- ① 相談者：排出事業者
- ② 相談案件：廃棄物保管場所の標示
- ③ 相談内容：排出事業者の構内にて産廃の分別と保管を行っている。標示看板の掲出は義務付けがあるのか。排出事業者においても保管基準は適用されるのか。

### 回 答

排出事業者においても保管基準は適用される。内容は

- ① 散流出防止
- ② 地下浸透防止、
- ③ ハ工、カ、ねずみなどの害虫発生防止、
- ④ 悪臭、振動防止、
- ⑤ 高さ制限とそれに伴う勾配の基準
- ⑥ 標示看板は義務付けがある。サイズは、【60cm×60cm】以上のものとされる。

なお排出事業者の保管に関しては保管期間の制限は設けられていない。

